

家政と家政学

——明治期の文献整理から

永藤清子

はじめに

「家政」という言葉を日常生活で聞く機会が少なくなり、多くの大学で家政学部が名称変更されて久しい。本稿では、明治期の文献から「家政」が実践の学として位置づけられた過程を整理する。また家政教育における衣領域とくに裁縫・編物等の手工芸が、我が国の国力増強の施策とともに家庭での婦女子の内職の一つとして推奨されていく過程を、明治期に出版された書籍をから考察する。

「家政」教育のはじまり

大蔵省の官僚でもあり欧米留学経験をもつ林正明は、1873（明治6）年に「万国政談」全4巻を著し、欧米各国の政情を紹介した。巻の1では、各国の進歩等の記述とともに家政について次のように述べている。「父生涯の間其の家の長に立ち、家内の訴訟を裁決し己が蓄える所の経験を以てその知識を一家に授く。是を以て

子孫其の長を敬い又其の命に従う。故に父其の家を治るの権あり。所謂家政なるもの是なり。」（筆者が現代表記に直し、必要に応じて句読点を挿入した。以下同様。）すなわち家政は、一家の長である父親がさまざまな問題の決断解決を行い、一家を治めるための権力を持つ重要な制度であるとしている。世界各国も同様であるとして「（定住の種族は）家事は婦人に任せ子弟家畜もこれに委ね、子男子各独立してその家内に全権を行い、（中略）皆その位を女子失い男子と肩を比するを得ず下に属し、手工を為し家事を勤め土地を耕し食物を製することとし、男子の奴隷のごとし」と欧米の国情を紹介している。後に「東洋自由新聞」社長となり政治評論を行った林のこの著作は、その後の教育とくに家政学に少なからず影響を与えていると思われる。すなわち、「家事は婦人に任せ子弟家畜もこれに委ね」「男子と肩を比するを得ず下に属し」「手工を為し家事を勤め土地を耕し食物を製する」等、婦人の仕事や役割分担についての紹介である。

1872（明治5）年の学制交付以降、日本国内に多くの小学校

が開設され1873（明治6）年の児童の就学率は男39・9%、女15・1%、男女平均28・1%であったが、1879（明治12）年には男58・2%、女22・6%、男女平均41・2%と高くなった（文部科学省、学制百年史）。その後1880（明治13）年の改正教育令に基づいて1881（明治14）年、小学校教則綱領によって当時の教則が改められ、女子のみの必須科目として、3年間の小学校中等科に裁縫、2年間の高等科に裁縫、家事経済が設けられた。家事経済には「衣服・選択・住居・什器・食物・割烹・理髪・出納等一家の経済に関する事」について実生活と結び付けられて編集²された。

1880（明治13）年に発行された小林義則編「男女普通家政小学」（全2冊³）は、文部省の調査を受けて秋田県等において教科書に採用されていたが、1881（明治14）年の綱領改正によって表題と内容の変更を余儀なくされ、1882（明治15）年に「校正家政小学」として改訂発行している。小林は、前文で「家政小学2冊の校正ならびに巻三出版の要旨」として文部省の綱領に基づいて割烹・洗濯・理髪等の部を増補したこと、専ら女子教科書用に改訂して単に家政小学にしたと説明し、割烹、服の洗濯・洗張・染物、理髪、雑則を内容とした巻之三を追加発行している。巻之三割烹の部は後述する内容になっており、その後の家政学に繋がる内容が盛り込まれていることが分かる。すなわち、炊飯・さし身の作り方、腊魚乾魚等調理、煮つけ物等、物を軟らかく煮る方法、物を貯える方法、香の物漬様、庖厨用具、塩砂糖の汚物を去る方法などがあり、他の2巻にみるような家政の心得的な内容ではない具体的な作業内容と方法が記述されている。

1882（明治15）年の各府県宛文部省通牒では、女子中等教育について「英語、代数、三角法、経済、本邦省令等を省き、修身、和漢文、習字、図画等の教科を課し、また別に裁縫、家事経済、女令、音楽等を加え、専ら中人以上の女子に順良適実の教育を授けること」、「女子中等教育を中流以上の社会における女子のための教育と性格付け、貞淑温和な婦徳の育成を中心とした女子固有の教育内容を授ける」とされ、1880（明治13）年の改正教育令以降、「家政」が女子のための家事家政教育へと急激に変化していったことが推察される。

欧米の女子教育書の紹介

この時期には欧米の家政書が多く翻訳され紹介された。1885（明治18）年のカタリネ・エスセル・ビーチル（アメリカ）の「家事経済」（文会社）、1889（明治22）年ルイゼ・ビュフネル（ドイツ）「女子之務」（中川重麗著述、尚友社）、1889（明治22）年ラトクリフ（イギリス）「西洋女大学」（片岡信女訳、丸善）などである。全文翻訳ではなく、我が国の国情や女子教育に必要な章や事項を抽出し紹介している。

アメリカの女性教師ビーチルの「家事経済」緒言には「（女子は）家事経済（家事の経家済世）に眼勉して、以て男子の一助」となる義務があるとして、「ハウスキーピング、エント、ヘルツキーピング」（翻訳原文のまま）が紹介されている⁵。家庭の管理と家族の健康管理を中心に構成された全5巻にも及ぶ大作である。巻1第1

章には家政必要の学芸並びに教育について書かれており、妻・母・戸主となり百般の難事を管理していくために建築学をはじめ諸学科の大意を知っておく必要があるとしている。また、婦女子も管理するところとなる園芸・果樹園・菜園・家畜の世話等の知識、室内装飾、食物衛生、婢僕の管理、裁縫、洗濯染色等の家事化学、家族衛生、家事経済、他の家事よりも人が注目する割烹の技術、家庭及び学校での子どもの教育に至るまで広く教育の必要性が説かれている。巻1では住居、巻2は運動や清潔等を含む健康について、巻3は家訓、心身の安易、養老、看病、庭園管理等、巻4は裁縫、子ども、交際等、巻5は割烹についての記述である。割烹の技術は他の家事よりも人が注目するものであるとして、肉・魚・蔬菜・漬物・菓子類、飾卓等広範な記述がみられる。

日本語版緒言では、欧米の婦人は男女同権を得ているものものいるが、それは男子の恩愛からくるものであるものであり、男女同権をいうものは男子の徳義であつて婦女の不徳である、だから我が国の婦人は衣食住、子女の教育、衛生、家事経済に艱勉して男子を助ける義務があると説いている。このことから推察されるように、我が国の女子教育は女子が男子を助けることから出発しているといえる。

ビュフネル『女子之務』は、原書では第1章から第18章までであるとされているが、訳者はその中から我が国の女子教育上最も重要なものすなわち、「女子教育総論、職業、家政的教育、手芸、精神的修養、宴会社交、茶話小集、読書、結婚、母および妻の務め、処女論、女子論の12章のみ」訳している⁶。

ドイツの書物『女子之務』を紹介する理由は、「女子の本分は齊家の実務にありとしていること、事物の着眼から立論していること」が日本の女子教育に適合しているからであるとしている。そして、質素な文明教育の基礎を築くためには「フランスやアメリカの女性のように、洒脱活発な風儀はこれを学ばしむべからず」とし、男女の役割分担を説くドイツの考え方を取り入れることを提唱している。とくに社交宴会、茶話小集、読書、母および妻の務め、処女論を訳した理由を凡例に取り上げ特別に注釈している。

我が国の女子教育が、欧米のような社交宴会や茶話会を倣つて弊害に陥る傾向にあること、この書物がこれらの弊害を説いていることが挙げられている。また、読書はいま最も必要なものではあるが女子教育に向かない小説の類が害を及ぼしていることから、女子が読書をするにあつて注意することが必要であること、処女論は、我が国には時期尚早ではあるが、すでに女子が職業をもち、技術を身につけて独立する者が多くなつてきているため欠くことができないため取り上げたとしている。また、妻の務めは国によって大きな差はないこと、国情の違いによりこの書物には舅姑についての記述はないが、我が国では妻となる者は舅姑に対する務めが非常に大切であることを忘れてはならないと説いている。

『女子之務』第4章には女子手芸論が掲載されている。ここでは女子の手工が消滅し始めていることを憂い、女子が習うべきこととして取り上げている。すなわち「手工は実地的教育の最も必要なる一部分なればなり、裁縫を解せざる婦人はその本分を全うし得ざること」として裁縫、編物などの手工をすることを説いている。そし

て、裁縫や編み物は習うが小学校や女学校で手芸を教えることが無くなっていること、富める人々は金銭を払って裁縫師を雇うことができるが、階級の低い人々は家事一切を婦人が行うため実用的な教育が必要であるとした。オランダやフランスなどに比ベドイツでは女子の手芸教育が進歩していないとして、学校において手芸教育を他の教科と同じように教授することが必要だとしている。また、下層階級の人だけでなく「高貴の婦人なりとて手芸の教育の必要なること更に論なかるべし」と中等階級以上の婦人も手芸が必要であると説いているが、ビュフネルのこの思想は、後述する女子の職業教育に影響を与えたといえる。

ラトクリフの『西洋女大学』の原著は1845年に出版し版を重ねたが、1886年版の翻訳として出版されている。原書は40篇にも及ぶが、我が国の国情に適切だと認められた数章を抄訳し上下2冊としたと記述している。上篇では、婦人談話の心得、婦人時間の使い方、女子勤勉の事、家政の心得、他人に対する行儀作法の5篇、下篇では、婚姻前の心得、婚姻後の心得、結婚者の快樂、育児法教育法、良人の選び方、服装の事の6篇の計11篇を紹介している。

家政の心得の篇では、家政は婦人の最も大切なことの一つであること、世の中には家政を恥と考へ軽いものと思える女子もいるが、一家の主婦となる者は若い時から家政について習い心得ておくべきだとしている。その中で一番に挙げられているのは、「家政とは家を治むるの経済にして」と書かれているように家の経済である。月々の所得を知りそれに応じた支出や暮らし方が必要なこと、経常支出の他に特別な出費や娯楽等への出費に備えて予備金が必要なこ

と、そのためには計画的な予算決算が必要なこと等の記述がある。また、買い物時の注意、衣服や飲食物などの品物については実用と清潔を基本とすることなど、同時期の我が国の家政書に一定の影響を与える事柄が紹介されている。

また、編み物や裁縫などの針仕事については、婦人にとって最も大切な手芸のひとつであり、「さしあたり他に仕事がない時は、絶えず針を手にするよう心掛けるべし」とまで書かれ、ビュフネルと同様、婦人の手工芸の大切さを述べている。また、朝起きてまず、一日の仕事の割付をする必要性も説いている。手配を忘れると必要な用事ができず不経済が生じることなど婦人の心得も書かれている。男子の学問は、大きな発明や書物を著して世の中に有益なことを為すのが目的であるが、女子の学問は学んだ知識を日用實際のことに当てることであり、「一家を斉うるとき知識こそ婦人に適當」だとした。一定の決まりをつくって家を斉え一家の幸福を保ち、緊急の際には家族を困難から守ることが主婦の役割であり、決して恥ずべきことではないとした考え方は、上述したように我が国の国情に合わせた家政学的发展方向性を強く示したものとも言える。本書冒頭で「婦人のための書物ではあるが『男子といえども文明社会の交際風に心あらん人は、これを一読せられん』と末松謙澄が男子も読むように推奨していることからそのことをうかがい知ることができ

女子教育の核としての家政学

欧米の女子教育論や家政論が紹介されて以降、我が国では家政学および女子教育の書物が相次いで出版された。1890（明治23）年以降発行を確認した家政学および女子教育に関連する書物一覧と主な内容を表1に示した。

これらの書物に共通する主なキーワードを上げると下記のようなものを挙げる事ができる。すなわち、女子教育と家政学の必要性、女子の本分は家政の整理、家事の会得、家族の健康と経済、家の事務、衛生、料理、食物・飲料・衣服、住居、掃除一般である。ここにあげたキーワードは、ピーチルが示した教育内容やビュフネルの女子の本分は齊家の実務であること、ラトクリフの家庭経済の思想と一致している。我が国が欧米に習って生活面の早急な近代化を意図していたことがわかる。

1893（明治26）年に出版された下田歌子『家政学』は、当時華族女学校教授学監であった下田の講述した内容を生徒が筆記したものである。内容はおおかた下田が平常実行して得た知見や専門書籍、欧米の紹介についてはその国の書物からの抜粋や自らの欧米視察に基づくものであると記している。

上下巻になっており、上巻の目次は衣服（衣服の選定、衣服の取扱、礼式服装、裁縫、編物、機織、紡績、養蚕、染物、染物、汚点扱）、飲食（食品の鑑定、飲料の選定）、本邦料理（飯の炊法、麵類の製法、煮炙の方法、膾の製法、漬物の製法、味噌の製法）、西洋

料理（肉羹汁、醬液の製法、煮炙の方法、食物貯蔵法）、下巻は住居（住居の選定、住居の構造、住居の掃除、室内の装飾、移転、火災盗難、風災・水害および震災、家具什器、器物書類の保存および取扱、器具書類の貸借）、礼法（一般の礼、尊長に対する礼、賓主の礼および吉凶事の心得、西洋風賓主の礼）、装飾、書簡、贈品、看病法、母親の衛生および小児教養法、家庭教育）婢僕の使役である。

上巻緒言において、個々の家庭（下田は家室と表現している）を見れば中が整頓されず、財用が裕福であるのが稀であると前置きして、「家事内政を整理するのは婦女生涯の本分にして、衣食住のことより始めて金銭の出納、公私の交際、来客の応接、子女の教養、婢僕の雇使に至るまで皆その責務に」あるとした。学業を終えたあとは、従来は家庭で教え学ぶものであるが近年はその習慣も欠けてきている。原因は、家政の学がまだ整備されていないためであるとして、家政の学は卑近であり実績が現れにくいものであるが、女子は、多くの書を読み各種の芸を身につけていたとしても内助の功が少ないのは良妻賢母ではないとして、女子の本分は内政にあることを説いている。女子がその本分を尽くすことについては男子が国事を勤めることと同様であると女子の家政学を位置づけた。

下田は、1902（明治35）年に『家政学講義』を著しているが、これは北海道教育会第14回夏期講習会における講話をまとめたものである。内容は、家政学総論、家事衛生、家事経済、飲食・料理、衣服、住居、小児教養、家庭教育、養老、看病、交際、避難、婢僕使役等多岐にわたり、その後の家政学の教科内容を方向づける

表1 主な家政学関係書籍一覧

年度	書籍名	主な内容等 (本文より抽出)
1890	清水文之助、家政学、金港堂、1890 (明治23.7)	女子の教育における家政学より先なるはなし、よくよく家政学を修めて初めてよくその家を治め、その職分を為すを得るものなれば、およそ女子たるものは何人も必ずこれを治めざる必要の学科なり (序：矢田部良吉 東京大学初代植物学教授)
		イギリスにあるHomeの1日も早く本邦に起らんことを余の希望するところなり。(序：和田垣健三 帝大卒 経済学者)
		婦人の本分は巧みに家政を整理して家族の幸福を進むるにあり。泰西 (西洋) の家政教育衛生経済等の453の書類を参考とし、本邦の現状に照らして折衷参酌して一卷をなしたるものなり。本邦婦人をして最も簡明に整家進福の理を悟らしめんとするにあり。
		家政学の目的は、主婦をして家政の要義に通じ、百般の家事を会得して、巧みに家政の機関を運転するを得せしむるは家政学の眼目なり。
		家政学の分類之大別：(第1) 一家の健康 (第2) 一家の経済 (第3) 家人の監督 (第4) 一家の風儀
1893	下田歌子述、家政学、博文館、1893 (明治26)	家政学序：華族女学校長 西村茂樹
1894	寒沢振作、家政の葉、博文館、1894 (明治27)	主婦の地位は、一家を興すも仆すもほとんどその手に在ると云うべきものにして、その仕事を前後左右より眺めれば、平和の主権者なり、教育の世話人なり、経済の管理人なり、交際の主人なり、その他賞罰の権も、整理の任も、皆主婦の一身に在りというべく (中略) 一国の政事に任ずる内閣の諸大臣が、天皇陛下の命に依りて国政を引き受け、その利害休戚を身の責任となすに異ならず。
		道徳、家政、教育、衛生の4カ条を心得て家を斉えること。
1895	大橋又太郎編、家政案内、日用百科全書第4編、博文館、1895 (明治28.8)	家は本にして国は末なり、家集まりて国を為せば、治まりたる家の集まりたらんには、やがて治まりたる国、すなわち文明の国を為すべく、(中略) 文明国とは文明なる家の集合体にして、野蛮国とは野蛮なる家の集合体なるぞかし。
		国政の大本たる家政をば、小事の如く思いなして、ややもすれば忽に至れること、心得違いの極みならずや。
1897	三輪田真佐子、女子教育要言、国光社、1987 (明治30.12)	<第4章：女子の知育> (人類としての知識、国民としての知識、自衛の知識、家政の知識、妻たる知識、母たる知識)
		<家政の知識> 女子の本領は家政に在るを以て、女子教育につきて知育を論ずるものは、深くここに注意すべきなり。(中略) 大概の女子教育家は、家政の任に堪うる能力を養うのみ。家庭の観念を養うに道ありや。文学、経済、衛生、料理、婢僕。衛生は健康の基 (中略) 食物・飲料・衣服、住居の空気・光線の関係、掃除一般は婦人の責任、女子はこれにつき知識あるべき。今日行われる衛生の書は、多くは外国の書物に基づいている。わが国の実試に合わないことも少なくない。
		女子の学制：倫理、読書、数学、作文、裁縫、家政、日本の歴史、他 (理科など)
1902	下田歌子、家政学講義：附女子教育講話、北海道教育会編纂、富山房、1902 (明治35.2)	華族女学校学監下田歌子、明治34年8月、北海道教育会第14回夏季講習会での家政学講演を編集。
1906	塚本はま子講述、実践家政学講義、参文舎、1906 (明治39)	家事教本を基にして編集。
		一国の静平は、一家の静平から来る。これから考えて、一国の政治が大切であるのみならず、一家の政治がひとしお大切であろう。一家を斉えて秩序を立てることは、やがて国を斉得る根本となる。
		家政の役目を引き受けるのは婦人である。朝から晩まで家政を掌って、一切の事務を整え、子女の教育に骨を折って、少しの内顧の憂い無きようにして、主人がその職務のために十分力を尽すようにする責任がある。
1908	嘉悦孝子講述、家政学講話、同文館、1908 (明治41)	家政学は、実際上一般の家庭で行われるべき事ばかり、事情の許す家庭は出来るだけ最善の家政学の教える通りに実行を。
		家庭の進歩は国家の進歩。日本現代の文明は外観上進歩しているようだが、その実家庭が進歩していないのは、国力の充実せる真の進歩とはいえない。

ものである。

『家政学講義』緒言には、維新依頼我が国は世界に例がないくらい進歩し、政治や法律、文芸、技術等が整ってきているように見えるが、個々の家庭内が整頓されず、経済的に豊かであるのは希な状態であると書かれて、男子が外を治め女子が内を守るのは天賦の職分であるため「家事内政を整理するは、婦女生涯の本分」であるにかかわらずできていないのは女子教育が完全でないからだとしている。また、家政学は実地応用の学とし机上の空論では効果がないとしているが、学校においてはまだ家政学の授業時間が非常に少ないことや家政書がまだまだ少ない現状であるとも書いており、家政学を学問ならしめるために全国各地で精力的に家政学講話を行っていた様子が伺える。

1906(明治39)年に刊行された塚本はま子の『実践家政学講義』は、生活改善講習会等で活動し講述した内容をまとめたものである。¹⁰この著の中で、塚本は家政学について「一家を斉え、かつ子女を教育していく家の方法を研究していくものである」と定義し、家政学は学んだ知識をすぐに実践しなければならぬとした。目次の項目は、総論、一家の平和(夫婦、家族、僕婢)、生活(衣服、食物、住居、衛生、看護法)、一家の財政(予算、負債、貯金・保険、節儉、家計簿)、交際(交際法、訪問、接客、関係ある人々、公会・宴席、書信、贈物・返礼、公德)、育児(胎児の保護、分娩・産後の養生、体育、德育、知育・情育、学齡児童、女子教育)となっており、下田と同様に、家政学は女性が家庭の整えと子どもへの教育を中核とするものであること、夫が家庭の心配ごとなく仕事

に専念できるようにすることを求めて、新しい時代にあった新家庭をつくることを心がけるよう説いている。

塚本は、家政学の中で子どもの教育も重視していた。上記項目中、衣食住・衛生・看護を含む生活全般についての記述に最も多くのページ数が割かれているが、次に多いのが育児であり総ページの約2割強を占めている。内容は妊娠後の胎児の保護、分娩及び産後の養生、体育のこと、德育、知育と情育、学齡児童について、女子の教育についてである。なかでも女子教育の目的は未来の母として妻として恥ずかしくない人物の養成にあること、学校で学ぶことより家庭で見習うことが多いこと、母親は家政に関する知識と実地応用を研究して娘の教育をする必要があると述べている。これによって家政学がますます女子のための学問として定着していくことになる。

我が国で最初の女子対象の商業学校を創設した嘉悦孝子は、『家政学講話』序で、教え子たちに講述したものを基礎にしたものであるが、一般家庭に読ませて実行してもらうための本であると書いている。¹¹特に家政学は一般の家庭で実際に行われることばかりであつて、事情の許す限り家政学の教育内容のとおり実行しなければ家庭の進歩もなく国力も充実しないと述べている。「現在の家庭の欠点を補足し改善して、その生産力を発展せしめて充実せる社会国家を造ること」が今の急務であるとして、日露戦争後のこの時期に、家庭生活の改善向上が国力の向上につながることを主張されはじめた。欧米の家庭生活を積極的に紹介する一方で、欧米流の個人本位よりも我が国では「家庭本位国家本位」であることを説き、「家庭

を組成するものは、必ず家庭そのものの真価を自覚し、国家的の觀念を固く有していかねばならぬ」とした。

嘉悦も下田や塚本と同様、家政学は「一家を治め、かつ子女を教育する方法を研究する学問」であり、空理空論の学ではなく実行の学であるとし「言い換えれば家政学は実に家政術であります」と定義した。また、家庭の統治者である主婦は、家庭を治める方法を研究し最善の域に到達して「完全なる家庭」にすることが、すなわち生活を改善して新家庭をつくることが求められた。そのためには、従来の家政学ではない新しい家政学を研究して新家庭に応用することが必要であり、本書を書いた理由だと嘉悦は記述している。

従来の家政学には、姑嫁同居の弊、結婚法の不完全、財産制の不完全、趣味性の不完全、家屋建築上の欠点、食物・衣服等、虚飾的傾向についての記述が不完全であり、家政学の範囲を広げることが必要であるとしてそれぞれについて説明を行っている。他に、家庭教育は主婦であり母の仕事でもあるためより詳しく説明を加えること、憲法がない国家は内乱が絶えないと同様に家憲のない家庭は秩序が乱れるため家憲の説明を加えること、家庭の根柢は夫婦であり結婚法を説明しない家政学は家政を教えることにならないことなどを挙げ、今後の家政学研究者や家政学を教授するものは家事教授法の研究をすることが急務であるとして、国家の根本としての新しい家政学の方向性を提案している。

ここであげた下田歌子、塚本はま子、嘉悦孝子は明治期の家政学者として精力的に活動、明治後期から出版が盛んになった婦人雑誌にも度々寄稿している。

『婦人世界』は、日露戦争後の1906（明治39）年に実業之日本社から創刊された婦人雑誌であり、創刊当初から多くの読者を得た。第1号発行の辞には、希望する日本婦人のあり方として、女性の本分として完全なる家庭の主婦となり、夫を助け子供を育てることによって、社会の単位となる善良な家庭を作り、良妻賢母となることを望むとともに家庭生活を基礎とした社会的活動をすること、家庭の改良、家政の研究に関しての記事を扱い、その実践に役立つ知識を提供すると創刊の目的を書いている。

下田歌子、嘉悦孝子は創刊第1号の婦人の鑑のページに登場し、座右の銘を紹介している。他に鳩山春子、棚橋絢子、三輪田真佐子、後閑菊野といった当時の家政学および家政教育の研究者が家庭教育苦心談（鳩山春子）や日曜の暮らし方（後閑菊野）といった新しい家庭生活を紹介し、完全なる家庭や家庭の改良に役立つ情報を掲載している。このような視点にたつ『婦人世界』の発行に至って、家政学は家庭を治めるすなわち完全善良なる家庭を作るための実践の学として、またそれを担う女子の学問として広く一般に周知されていくことになる。

女子の職業教育

明治期は、日清・日露の2つの大戦を通じて社会の単位となる家庭生活の改良と国力増強が画策された。農家経済の安定のために農閑期等での副業が奨励されるとともに、都市の給料生活者家庭における婦女子の内職の必要性が叫ばれるようになったのもこの時期で

ある。

下田歌子、塚本はま子、嘉悦孝子の家政学書には婦人の職業についての記述は見当たらない。また、1987（明治30）年の三輪田真佐子の『女子教育要言』にも職業について記述はなく、当時の家政学および女子教育の領域に職業教育は入っていない¹²。しかし、明治後期から大正時代を通じて創刊された各種婦人雑誌には、婦女子の職業や家庭の内職についての記事が盛んに登場した。この時期の職業教育とくに家庭の婦人も含めた女子の職業論は、家政学および女子教育に大きな影響を与えている。

ここでは1880（明治20）年代以降に出版された書籍を取り上げ、明治中期から後期にかけての婦女子の職業とくに内職の思想について、筆者が先に報告した内容¹³に加筆整理した。

『家庭叢書』は徳富蘇峰が設立した民友社が発行した¹⁴。第1巻「家庭の和楽」は1894（明治27）年に発行され、はしがきには叢書発行に至る経緯やその目的が蘇峰によって書かれている。すなわち「家庭の品格を高くし、家庭の平和を増加し、家庭の康楽と祝福とを多く」するためであり、明治維新以来、従来の家庭のあり方が変わってきてしまったとして「一家治まりて一國治まり一國治まりて天下治まる。一家修まりて一身修まる。一身治まりて神人和合す」と模範的家庭を築く事の必要性を説いている。そのため『家庭叢書』は平易な文字を使って婦人や子どもにもわかりやすくし、家庭の組織、家庭の改革、家庭教育、家庭経済、家庭衛生、家庭の娯楽、家庭の人間関係、家庭の弊害と矯正、家庭の実用学問など家庭のあらゆる心得となるべき事柄を掲載し、「模範的家庭を築き家庭

の改革をする」としている。

蘇峰は、家庭は平民的であるべきだととして「最も質素に最も平易に生活する」平民的家風の重要性を説き、当時都市に誕生しはじめた中流家庭の生活のあり方を痛烈に批判している。そして同時期の家政学書や女子教育の書籍には書かれていない婦女子の職業について、多くのページを割き、職業の必要性を説いている。

男子が職業を持って一家の生活を維持することは当然であるが、妻や子ども、家人は「十分な時間があるにもかかわらず一日悠々として」衣食し暇な時間を過ごし「中等以上の家庭をみるに、妻女もしくは娘子たるもの多くはこれ男子の付属品または装飾品に止どまり」と中流家庭の生活を批判、貧民と同様な質素で平易な儉約生活をすることを説いた。その上で中流以上の家庭の婦女子も職業を持つことが必要であるとした。ただし、男子と同じように政治経済に関わり商売をするのではなく「只家庭に居りて家庭の職業を為さばそれにて沢山なり。家庭の職業とは取りも直さず婦人の内職これなり」と家庭での内職を婦女子の職業として推奨している。

中流以上の婦女子に家庭内での内職を勧める理由として「将来の安全を計るにとどまらず、平生に於いてもその準備として一家共稼ぎの風習を慣らし」「貧民の状態を知らんと欲せば自ら貧民の職業を実践実行するに如かざるなり」があげられており、一家を支える夫に不慮に事故等があった時の安全のため、農家など貧しい生活を送っている人々と同じ職業を行って、平民同様質素で平易な生活を送ることを期待し国家を維持することを願ったからにはかならないであろう。そして「上中下社会の家庭に於いて、一家共稼ぎの風を

勃起せんことを希望」している。

翌1895（明治28）年には『家庭叢書』第10巻「婦人と職業」が発刊された。¹⁵ この書では複雑なこの時代に婦人がすべき適当な職業がたくさんあること、精細と事務は婦人の仕事に向いていること、家事の務め（家政の整理、保育、調理、家内の掃除等）も婦人の職業であると述べ、「中等以上の家庭で家計に余裕がある人でも、暇な時間があれば進んで職業に従事すべき」として中流以上の家庭における婦人の職業を主張し、暇な時間の活用、賃金の貯蓄、金銭を粗末にしない徳を身に付けることが婦人の美德だとした。

婦人の職業として、婦人の天職だとする看護婦、産婆、文学、教育、事務員などとともに、裁縫、編み物（毛糸、レース編み、打紐、竹編み、麦藁細工など）、養蚕、美術、造花（女子手芸中、高尚にして最も利益な職業と紹介されている）、縫製、押絵といった手工を中心とする内職が紹介されている。日清戦争後のこの時期は、内職の手工芸品の西欧への輸出が急激に増加しはじめたこと農家経済の安定を図るための国策として農家における副業が推奨されていたことなどが、中流以上の家庭への内職奨励の背景としてあつたと考えられる。徳富蘇峰は、1896（明治29）年『家庭小訓』の中でも、内職を奨励している。¹⁶

「内職、一族老幼各々その職業につくを要す」として大隈重信の言葉を引用して、家族は皆それぞれの仕事をすべきであること、それによって国が豊かになり家族の生活を助け、家庭の幸福につながるとした。とくに主人以外の家族の内職の必要性を次のような5つの観点をあげて説明している。第1に、主人の身に異変があつて

も一家安全である。第2、家族それぞれが職を得て厄介者にならないことは、その権力においても偏重の憂いがない。第3、人がそれぞれの仕事をするので、仮にも奢りがましいことがない。第4、仕事があれば不全を思う暇もなく、喧嘩する暇もなく苦情も波風も立たない。第5、仕事をする時には、規則正しく順序があり欺かないこと、すべて平民的道德は教えなくても習い学ばずして得ることが出来ることをあげ、上中下すべての階級における内職を推奨した。なかでも上流社会の人々が内職から得た金銭を慈善事業に使うのが功德ある行動だとしているのが当時の経済格差を物語っている。

ドイツのビュフネルが1889（明治22）年の『女子之務』の中で説いた中等階級以上（訳文のまま）の婦人における手芸の必要性が、同様な考え方のもと女子の職業すなわち家庭での内職として位置づけられていく。

この時期は、家政学書の出版と並行して、家政や家庭を論ずる書籍の出版が盛んに行われた。堺枯川は、1901（明治34）年に『家庭の事務』を発行している。堺は主婦の役割について、家内一切の事務を引き受けて夫が外で十分に働けるようにすること、夫の地位を辱めないように家庭を高尚に保つことといった家庭観を著した。そして「主婦としての事務を尽くしてなお余力のある細君は、便宜に従い種々の内職をして多少一家の収入の助けをするのが良い。内職を恥ずかしながらの女中をおきたがると同じような根性で甚だ笑うべく哀れむべき事」として都市の上中流家庭を想定した内職を論じているが、徳富が主張したような家の内職が国の富につながるという考え方は見られていない。

同じく1903（明治36）年に晴光館から発行された『家庭顧問』でも家庭と内職に関して詳細に論じられている。「男子には本業があるから内職といえば主に婦人の手仕事と決まっている」と『家庭顧問』に至って、内職・婦人・手仕事の3つのキーワードが登場した。大隈や徳富が主張した家族の内職の範囲が、家庭内で行う婦人の手仕事になったということができる。ここでも、『家庭叢書』に見られるのと同様の考え方を基盤に主張が展開されている。

また、「飽食暖衣している日本の女子に必要なのは職業の教育」と女子の職業教育という言葉が使われているが、「実用的な技芸の教育が必要であり、職業観念を起こさせるために内職をさせるのは良策である」として職業教育の範囲は限定的である。この書では日本の婦人の職業として多くの内職を詳しく紹介している。育児諸業、看病者、産婆、裁縫、編物、縫箔、機織、紡績、養蚕、製糸、台所働き、守傅（モリ）等であるが、その中でも最も適当な内職として説明されたのは、当時の日本の輸出産業に直結するものとして手工芸を中心とする婦人の内職による生産を期待されたものであった。

養蚕は農家の副業としても推奨されているが、内職としても養蚕が日本の気候に適しており、婦人手工の中で第一に位する価値があるものであると紹介されている。裁縫は婦人に必要な手芸であり、内職にしくなくても人の妻である人はこれができることが必要な技術である、都会では、仕立て物の出前があるから、場合によっては仕立屋として生活を続けることができるとされた。編物については、衣服、帽子、肩掛、襟巻、靴足袋、手袋、シャツなど毛糸の需要が多い。レース編みは、欧米諸国でも美麗なる職業として婦人の間に

行われているが、我が国ではまだ需要が少ないから内職にはならないとしている。また、造花は需要が多く、花簪その他の造花が利益のある職業であると紹介されており。徳富の『家庭叢書』シリーズにおいても「造花独習」として編集刊行されていることに見るように当時綺麗で利益の上がる内職であった。

縫取は、女子の手芸のなかで高尚なものの一つであり、衣裳・窓掛・袱紗・手柄・半襟・ハンケチなどの装飾として、平縫・押縫・鱗縫などの縫取の方法があることが紹介されている。また、押絵は美術品の一つとして、羽子板や守り入れ、小箱などの押絵として利用され、良い賃金を得ることが出来る内職であった。後に家内工業として発達したメリヤス編みは、機械の購入費用がかかるが「椅子に座って両手を動かすのみで、かよい女児にも出来る。賃金・衛生のためにも利益がある。機械の購入には、女子が一年の春着を我慢したらよい」と積極的に推奨されている。

1903（明治36）には、松原岩五郎の『女学生の栞』も発行された。¹⁹ここでは「職業は人間の務めとして必ず持つべきものなり」と女学生が職業を持つことを勧めているが、あくまで「職業を習い置くは平常のことなり、これを就行するは万一の場合なり」として、主人や家庭に不幸等があった場合の万一の用意として準備しておくことが必要だということであり、妻は家を守るのが務めであって、職業を持って外出すると「家のことは一切お留守になりて、家政取まらず」として、妻となったら夫婦共稼ぎとして夫の事業を助け家の職業に内助の功を尽くすものだと言っている。

松原は、夫を持つべき女子学生が不時の用意として心得ておくべ

き職業、生涯独身の覚悟でもつ女子の職業を紹介している。前者の例として裁縫教師、小学校や幼稚園等の学校教師、刺繍・裁縫等の美術工芸、速記術、音楽・語学教師、産婆、看護婦、割烹教師、家庭教師、簿記計算を、後者の例として絵画・彫刻等の美術、音楽者、文学者・著述業、新聞記者、小学校・女学校・中学校等の教育者、医師、語学教師が挙げられている。つまり家の中の仕事に家政を守りながら夫や家の職業に対する内助の功としての職業、すなわち裁縫、手工芸、割烹や幼児の教育、出産や看護といったような家庭で従事できる内職や女性の特性に直結した職業が推奨された。

1906(明治39)年には、中村千代松編の『女子遊学便覧実地精査』が発行され、女子のための学校・職業案内がされている。こゝでも男子の自分・女子の自分が説かれ、男子の自分は外に在って一家維持の資料を得て社会公益のために働くこと、女子の自分は家庭の中心となり夫を慰め子女を教育していくすなわち良妻賢母であること、女子の学問はその本分を全うするためにあるとしている。

中村は、自序の中で一家の生計を担わねばならない境遇になってしまった時は学んだ学問によって出来ることはなんでも良いが、「夫婦一体本然の務めを忘れて女子のみ一人離れ離れにその身を立てようとして学問を修め芸術を磨こうとするのは、目前の狭い範囲では利益があるように思えるが、広く人間社会にとつては頗る害毒を流すことになる」として、あくまでそれぞれの本分を守ることを主張している。

ここでは女子の職業が、学校教師、専門的職業、内職的職業の3領域に分けて紹介されており、内職的職業として紹介されているの

は、造花、裁縫、編物、刺繍である。これは、「専門的職業とは違い、自分の家で暇ひまにできる仕事」であること、妻や母・主婦となっても差し支えなく従事できる仕事であると書いている。

これらは、都市における中流家庭の婦女子が家事の暇に「退屈なときに従事する」高尚優美な仕事として推奨し、生計に余裕があるならば慈善事業にその金銭を活用するのも良いとしている。先に見た徳富蘇峰の思想が普及定着していることを示すものといえよう。

造花、裁縫、編物、刺繍といった手工芸を中心に家庭での内職が中流家庭にまでも推奨されたのは、日清日露戦争を経て我が国の国力を増強する政策がとられたこと、そのために輸入国から輸出国へと外国貿易の転換を図る必要に迫られていたことなどがその背景にある。図1は、『外国貿易概覧』各年度版から明治大正期の貿易価額を抽出しその推移を示したものである。明治期を通じて輸入品価額が輸出品価額を超過している。輸出超にするための技術力と生産力を高め経済的国力の早急な増強が急がれていたことがこのことからわかる。

図2に重要輸出品輸出額について示した。工芸品として統計されている項目から、内職に関連する品目を抽出している。先に見たように、裁縫・編物・縫取などの手工芸が婦人の内職として推奨されたが、その背景には西欧への手工芸品の輸出を増加させる目的もあった。当時の我が国の一般家庭では使用されることが少なかったテーブルクロスや絹製ハンカチ、絹製肩掛等の西欧向けの製品の生産が、「家政を齊え、家事の合間の暇な時間の有効活用」として婦人の内職が定着していくことになる。

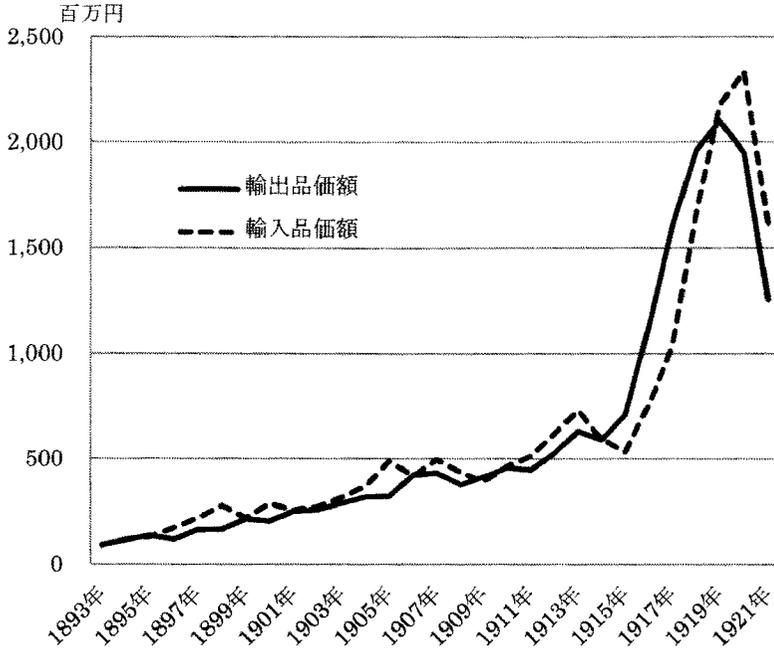


図1 明治大正期の貿易価額の推移
 (『外国貿易概覧』各年度版より 永藤作成)
 (甲子園短期大学紀要No.32より 再掲)

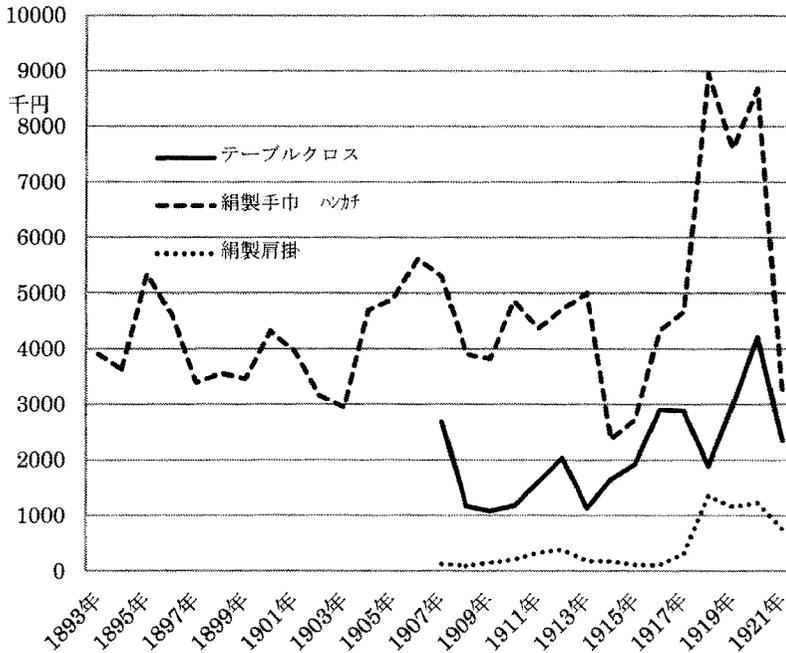


図2 重要輸出品輸出額の推移 (工芸品)
 (『外国貿易概覧』各年度版より 手工芸品抽出 永藤作成)
 (甲子園短期大学紀要No.32より 再掲)

おわりに

明治期は西洋の制度や文明を急激に取り入れる必要に迫られた時期であった。家政学は、この時期に家を治め斉える学として出発し

た。明治初期、家政は一家の長による家の治めを目的にし、婦女子は家庭で家事、裁縫、手工、食物の調製等の役割を持つといった言論が数多く登場した。

アメリカ、ドイツ、イギリスなど欧米の家政書の翻訳書が出版さ

れたが、その多くは国情に沿った部分のみが抽出され翻訳されている。女子は家事経済を執り行つて男子の一助となる（カタリネ・エスセル・ビーチル）、女子の本分は家の実務にある（ルイゼ・ビュフネル）、女子は家庭を整える知識が必要（ラトクリフ）といった思想は、国内の言論とともにこの時期の家政学を方向づけた。

明治期の家政学書は、華族出身の下田歌子をはじめ当時の上流階級に属する人々によつて著され、中上流家庭の女子に教授されている。その基本は、一国の静平は一家の静平（塚本はま子）家庭の進歩は国家の進歩（嘉悦孝子）といった思想に基づいていた。

〔引用文献〕

1. 林 政明、万国政談、求知堂、1873
2. 学制百年史、文部科学省
3. 小林義則編、男女普通家政小学、文学舎、1882
4. 学制百年史、文部科学省
5. カタリネ・エルセル・ビーチル他、家事経済、文会舎、1885
6. ルイゼ・ビュフネル他、女子之務、尚友社、1889
7. ラトクリフ他、西洋女大学、丸善、1889
8. 下田歌子、家政学 上、博文館、1893
9. 下田歌子、家政学講義・附女子教育講話、北海道教育会、富山房、1902
10. 塚本はま子、実践家政学講義、参文舎、1906
11. 嘉悦孝子、家政学講話、同文館、1908
12. 三輪田真佐子、女子教育要言、国交社、1987
13. 永藤清子、明治大正期の副業と上流・中流家庭の家庭内職の検討、甲子園短期大学紀要、No.32、18、2104
14. 民友社編、家庭の和楽、家庭叢書第1巻、民友社、1894
15. 民友社編、婦人と職業、家庭叢書第10巻、民友社、1895
16. 徳富蘇峰、家庭小訓、民友社、1896
17. 堺 枯川、家庭の事務、内外出版協会、1901
18. 晴光館編、家庭顧問、晴光館、1903
19. 松原岩五郎、女学生の栞、博文館、1903
20. 中村千代松編、女子遊学便覧実地精査、女子文壇社、1906